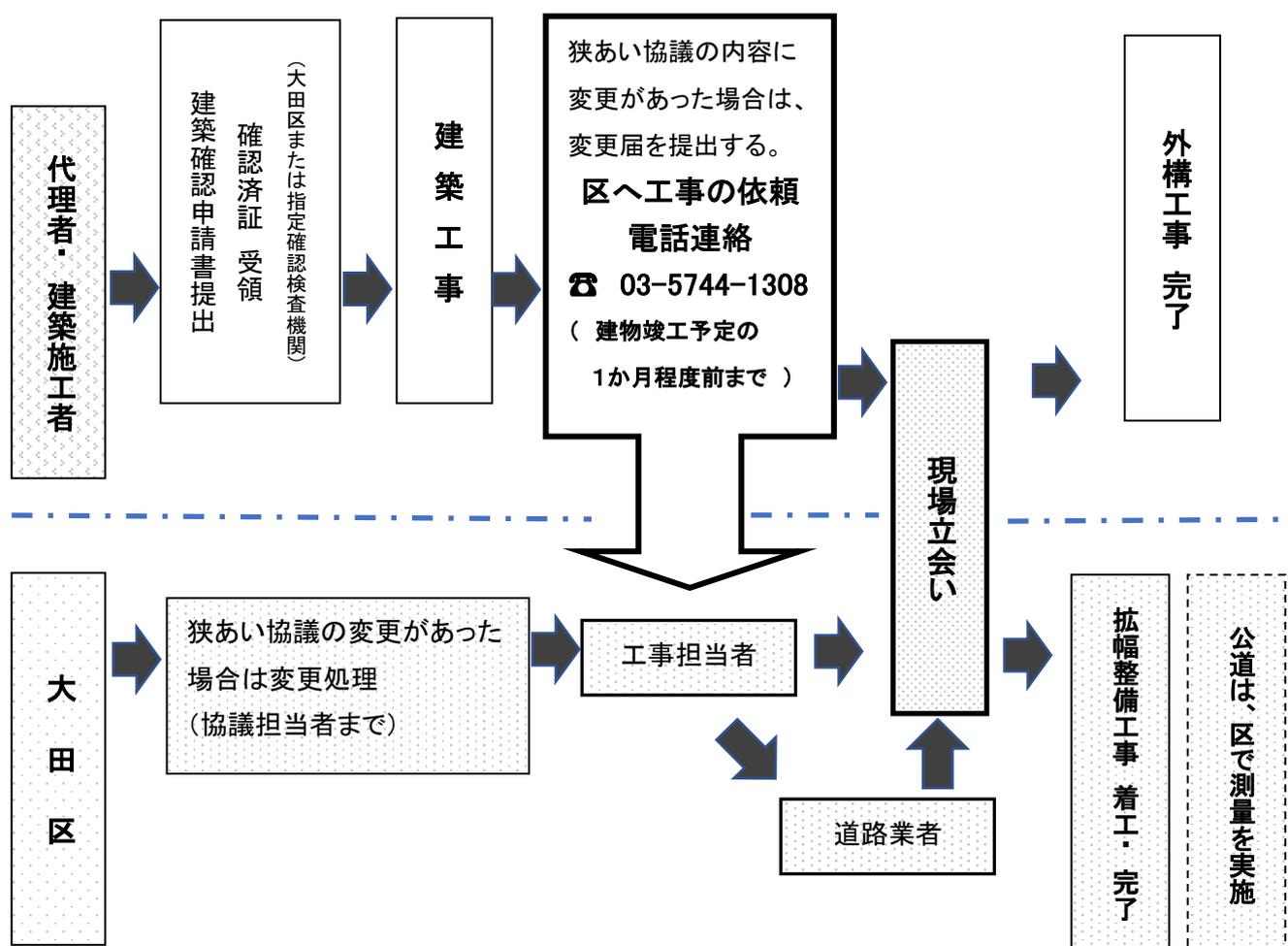


区施工の流れと注意事項

狭あい道路拡幅整備工事にご理解とご協力いただきありがとうございます。
道路の拡幅工事を実施するために以下の流れと注意事項について、ご確認をお願いいたします。

1 区施工の流れ



2 道路拡幅工事の立会いについて

- ① 道路拡幅工事の立会いは、建物竣工予定の1か月程度前まで、かつ後退部分が確認できる状態になったら、区工事担当者まで電話連絡し、立会日を決定のうえ、現地で立会いを行います。
- ② 外構工事と道路の取り合いについては、道路拡幅工事を先行させていただくとレベル合わせが容易になりますが、予算や工事の混み具合等により立会い1か月後に入れない場合もあります。
- ③ 立会いは、建築物等の工程を管理しているご担当者が来てくださるようお願いします。
- ④ 道路拡幅工事により、敷地境界の既存標示物（鉄・プレート・杭など）を撤去せざるを得ない場合がありますが、民々の境界標については道路拡幅工事後に建築主又は土

地所有者様での復旧をお願いします。境界標については立会い時に確認します。撤去せざるを得ない境界標については道路拡幅工事前までに隣地土地所有者様にも境界が無くなることや復旧方法等含めてご説明ください。

3 道路拡幅工事について

- ① 道路拡幅工事前までに足場、仮囲い等の撤去が必要です。
- ② 道路拡幅工事に支障となるもの（塀、樹木、土間コンクリート等）の撤去やガス管・水道管、メーター類の引込み、切り回しは事前に済ませてください（助成制度あり）。支障物撤去の際は地中物まで撤去をしてください。（塀の基礎や樹木の根等）
- ③ ガス管・水道管の引込み、切り回しの深さは 450 mm以上（LU 側溝設置の場合は 600 mm以上、柵設置箇所については 1m以上）としてください。
- ④ 道路拡幅工事前までに擁壁の築造は済ませてください。なお擁壁の裏込めは十分に転圧し、舗装に支障のない状態にしてください。
- ⑤ 道路よりも敷地が低い場合は、道路拡幅工事前までに擁壁の築造と後退用地等への埋め戻しを済ませてください。なお寄付又は無償使用承諾の場合は、擁壁の位置・基礎形状等について事前にご相談が必要です。
- ⑥ 私道2項の電柱移設については建築主又は土地所有者様での手続きが必要です。公道2項の電柱移設については区にご相談ください。ただし道路拡幅以外の自己都合（既存電柱前に駐車場や玄関を設けたい等）による移設について区は関与できません。

4 測量について

- ① 寄付の申出に伴う分筆の測量登記は区が委託した土地家屋調査士が行います（法人は除きます）。現地での立会いについては、委託業者から日程調整等のご連絡をします。寄付については、別添「寄付手続きの注意事項」をご確認ください。
- ② 後退用地に一切の工作物等がある場合は、寄付が受けられません。
- ③ 無償使用承諾の場合は維持管理のための道路区域図を作成するため、区が委託した土地家屋調査士が測量を行います。ただし、隣地との立会いは行いません。

5 無償使用承諾の私権の制限について

無償使用承諾地は区が道路として維持管理します。そのため、無償使用承諾をする土地は道路法第4条による私権の制限又は大田区公共物管理条例の規定による制限を受けることとなります。これについてご了承の上、お手続きください。

（参考）道路法抜粋

（私権の制限）

第4条 道路を構成する敷地、支壁その他の物件については、私権を行使することができない。但し、所有権を移転し、または抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。